



～宅建くしろ～

平成29年7月24日発行

支部情報

2017. No.2

発行：(公社)北海道宅地建物取引業協会釧路支部 発行人：小泉 弘 編集人：尾越史典
釧路支部ホームページ <http://www.takken-kushiro.jp/>

■ 「不動産の日」行事予定

第34回を迎える9月23日「不動産の日」の事業として、次の行事を実施します。

- | | | |
|--------------------------|------|--------------------------|
| 1. 不動産無料相談会 | 9月1日 | 釧路市役所
防災庁舎 1F 多目的スペース |
| 2. 釧路市への宅建文庫・障がい者補助機器の贈呈 | 9月1日 | 釧路市役所 |
| 3. 新聞広告 | 8月下旬 | 北海道新聞・釧路新聞 |
| 4. ラジオCM | 8月下旬 | STV・FMくしろ |

(企画広報近代化委員会)

■ 野遊会が開催されました

去る6月24日(土)、釧路市阿寒町の阿寒丹頂の里におきまして、釧路宅地建物取引士親交会主催の野遊会(宅建協会協賛)が開催されました。

昨年は雨に降られましたが、今年は曇天でしたがパークゴルフをする事が出来ました。今回は(有)ヤマザキ 山崎社長より『山崎賞』として景品を、阿寒不動産 村田社長よりワラビを提供いただきました。優勝は(有)桑興建設 黒瀧社長、準優勝は初参加の(株)セムス 宿谷店長でした。

バーベキューでは、Rスタジオ(株) 木嶋社長より厚岸産牡蠣、阿寒不動産 村田社長より行者にんにく、(有)桑興建設 黒瀧社長よりツブ貝の差し入れを頂き、大変美味しくご馳走になりました。最後は、ビンゴゲームで盛り上がり、阿寒不動産 村田社長からフキをお土産にいただいて、とても楽しい休日でした。

(総務財務委員会)



■ 第1回宅建協会不動産研修会を開催しました

去る6月27日(火)平成29年度第1回宅建協会不動産研修会をANAクラウンプラザホテル釧路において開催しました。

当日は講義のテーマを「平成29年度税制改正と実務のポイント」として、本年度税制改正や長期優良住宅化リフォーム減税等について研修しました。

なお、都合により欠席された方々には、当日のテキストと例年配布しております税制解説書「あなたの不動産・税金は」(平成29年度版)を同封しますのでご活用下さい。



(苦情研修委員会)

■ 釧路市の市有地処分の媒介依頼について

本年度の釧路市より市有地処分の媒介依頼がありました物件は、現在9件（注：一部インターネット公売中）ございます。市有地処分媒介について、会員の皆様にご協力をお願いします。

【本年度の対象物件】

(H29.7.24現在)

物件番号	所在地	地目	面積(m ²)	売払金額(円)
1	釧路市大町7丁目11番	宅地		インターネット公売中
3	釧路市星が浦南5丁目4番5	雑種地	2,798.22	8,362,000
4	釧路市音別町朝日3丁目36番	宅地		インターネット公売中
5	釧路市阿寒町中央2丁目25番112	宅地	464.68	1,935,000
6	釧路市阿寒町中央2丁目25番142	宅地	461.91	2,270,000
7	釧路市阿寒町富士見2丁目50番	宅地		インターネット公売中
8	釧路市音別町中園1丁目30番1	宅地	614.26	1,824,000
9	釧路市音別町中園1丁目30番2	宅地	611.58	1,816,000
10	釧路市音別町中園1丁目30番3	宅地	612.07	1,817,000

○申込受付期間 平成29年4月17日～平成30年2月28日まで

＜物件に対してのお問合せ先＞

釧路市総合政策部市有財産対策室（電話0154-23-5195）

ホームページ <http://www.city.kushiro.lg.jp/>

トップページ上段の緑色のメニューより「産業・ビジネス」をクリックし、ページ下部より「売却情報」⇒「市有財産売却事業（価格固定先着順）の概要」へとお進みいただくと、物件概要の詳細が掲載されております。

＜協定に関するお問合せ先＞

宅建協会釧路支部（電話0154-25-2222） ※協定に関する書類があります。

（企画広報近代化委員会）

■ 釧路錦町駐車場附帯施設空きテナント貸借の紹介協力について

釧路市と協定を交わしております釧路錦町駐車場附帯施設の貸借の媒介に関して、平成29年度の媒介依頼がございましたので、テナント貸借の紹介協力について、会員皆様にご協力をお願い申し上げます。

1. 貸借の媒介を依頼する物件

- (1) 名称 釧路市錦町駐車場附帯施設
- (2) 所在地 釧路市錦町4丁目7番地
- (3) 種類 店舗・事務所
- (4) 区分 1階
- (5) 使用面積 217m²（応相談）
- (6) 使用料 店舗 2,530円（1m²ごとに月額）
事務所 1,940円（1m²ごとに月額）

2. 依頼期間 平成29年4月17日から平成30年3月31日まで

＜協定に関するお問合せ先＞

宅建協会釧路支部（電話0154-25-2222） ※紹介を希望される場合は、ご照会下さい。

＜物件及び釧路市駐車場条例に対してのお問合せ先＞

釧路市総合政策部都市計画課（電話0154-31-4554）

ホームページ <http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/>

上記トップページ検索バナーに「錦町駐車場テナント」を入力。

（企画広報近代化委員会）

■ 法令等の改正情報について

印刷されたものを希望される場合は
事務局までお申し出ください。

・「改正宅地建物取引業法に関する Q&A」の公表について

平成 29 年 6 月 15 日 29 全宅連発政策第 6 号

平成 28 年 6 月 3 日に公布された宅地建物取引業法の一部を改正する法律につきましては、本年 4 月 1 日に一部が施行され、また、来年 4 月 1 日からは既存建物の取引における情報提供に係る規程が施行されます。

本改正法につきまして、改正法、省令、解釈・運用の考え方（ガイドライン）等はすでにご案内させていただいておりますが、それに加えて、今般、国土交通省より改正宅建業法に係る Q&A が公表されました。

国土交通省 HP「宅地建物取引業法の改正について」 <http://www.mlit.go.jp/>

・「水防法等の一部を改正する法律」の施行に伴う宅地建物取引業法施行令及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

平成 29 年 6 月 15 日 国土動第 31 号

国土交通省より、「水防法等の一部を改正する法律」の施行に伴う宅地建物取引業法施行令及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について、通知がありました。

・外部専門家の活用ガイドラインについて（マンション管理）

平成 29 年 6 月 16 日 国住マ第 21 号

平成 28 年 3 月にマンションの管理の適正化に関する指針（平成 13 年 8 月 1 日国土交通省告示第 1288 号）及び「マンション標準管理規約及び同コメント」が改正され、組合員ではない外部専門家が、管理組合の役員などに就任できることとする場合の規程例の整備がされたところです。

これらを踏まえ策定された、外部専門家の活用ガイドラインについて国土交通省より案内がございました。

・第 193 回国会（常会 平成 29 年 1 月 20 日～平成 29 年 6 月 18 日）で成立した宅地建物取引関連の主な法律

平成 29 年 6 月

※別紙参照

・「港湾法の一部を改正する法律」の施行に伴う宅地建物取引業法施行令の一部改正について

平成 29 年 7 月 7 日 国土動第 42 号

国土交通省より、「港湾法の一部を改正する法律」の施行に伴う宅地建物取引業法施行令の一部改正について、通知がありました。

（全宅連 HP） ⇒ （会員ログイン） ⇒ （法律改正情報）

※ ID、パスワードが必要です。事務局までお問合せ下さい。

（企画広報近代化委員会）

■ 不動産コンサルティング技能試験について

本年度の不動産コンサルティング技能試験は次により実施されます。

社会経済環境の変化に伴い、不動産に関するニーズは多種多様なものとなっており、不動産の証券化の進展など不動産をめぐる制度も大きく変化していることから、不動産の有効活用や投資・相続対策等について、高い専門知識と豊富な経験に基づく不動産コンサルティング能力の必要性が高まっています。

1. 試験日 11月12日（日）

2. 申込 Web 申込のみ

（公財）不動産流通推進センター ホームページ <http://www.retpc.jp/>

3. 申込期間 8月1日（火）～9月15日（金）

4. 受験料 30,800円

5. 試験会場 札幌会場（未定） *昨年度の札幌会場は北海道建設会館

6. 受験資格 受験申込時点で次の①から③のいずれかに該当する方

① 宅地建物取引士資格登録者で、現に宅地建物取引業に従事している方、
または今後従事しようとする方

② 不動産鑑定士で、現に不動産鑑定業に従事している方、
または今後従事しようとする方

③ 一級建築士で、現に建築設計業・工事監理業等に従事している方、
または今後従事しようとする方

※ なお、試験合格後の技能登録のためには、要件があります。

（苦情研修委員会）

■ 支部会員からの寄贈について

支部会員より釧路支部創立50周年を記念しての寄贈の申し出があり、下記の通り受納しました。

ご寄贈いただいたテレビモニター及びディスクプレイヤーは、釧路支部においての研修事業等に大いに活用させていただき所存でございます。

50型テレビ、BDプレーヤー

- ・(有)釧根企業
- ・(株)タツミ企画
- ・(株)ユタカコーポレーション



(総務財務委員会)

■ 年会費の納入について

本年度の会費は、平成29年6月30日迄の納付期限として納付書をお送りしておりますが、既に期日が過ぎております。未納の方は恐縮ではございますが、早期納入にご協力下さい。

宅建協会会費 (年額)	正会員	53,600円
	準会員	37,600円
保証協会会費 (年額)		6,000円



(総務財務委員会)

■ 事務所の休業のお知らせ

下記事由につき、支部事務所を休業します。

8月14日(月)～16日(水)	夏季休業
9月1日(金)	不動産の日事業 不動産無料相談会
9月26日(火)～27日(水)	本部 宅地建物取引士資格試験監督員説明会

(総務財務委員会)

■ 支部会員 入・退会・移動情報

★ 退 会 (正会員)

7月20日

釧路 (8)356号

工匠建設(株)

代表取締役 中川 清和
専任宅建士 内山 憲二 (釧路209号)
釧路市芦野3丁目1-24
Tel (0154)36-3355 Fax (0154)36-6911

★ 商号・名称変更

(株)ロゴスホーム ハウジングカフェ釧路支店 → (株)ロゴスホーム ハウジングカフェ釧路

★ 代表者変更

(有)北陽商事

代表取締役 榎田 欣也

(株)穂積組

代表取締役 穂積 佳浩

★ 代表者変更

大学生協同組合連合会 北海道教育大学釧路店
政令使用人 上端 邦夫
(株)土屋ホーム 釧路支店 政令使用人 芳賀 健二



★ 所在地変更

(有)北陽商事 釧路市文苑 1 丁目 36-8
Tel (0154)68-5757 Fax (0154)68-5781

★ 専任宅建士変更

(株)住宅の丸善 退任 小野寺興一 (釧路 740 号)

平成 29 年 7 月 24 日現在 正会員 109 名 準会員 21 名 計 130 名

(総務財務委員会)

■ 行事・会議報告

本 部

6月16日(金)	第1回企画事業委員会	鈴木本部委員	出席
6月29日(木)	全宅連・全宅保証 記念式典、記念講演、祝賀会	小泉本部理事	出席
6月30日(金)	全宅連・全宅保証 平成29年度定時総会	小泉本部理事	出席
7月18日(火)	第2回総務・財務合同委員会	小泉本部理事	出席
7月24日(月)	第1回研修委員会	小泉本部理事	出席

支 部

6月 8日(木)	企画広報近代化委員会 「不動産の日」事業担当者会議
6月12日(月)	第1回苦情研修委員会
6月24日(土)	野遊会 (阿寒丹頂の里)
6月27日(火)	第1回不動産研修会 (ANA クラウン プラザ ホテル 釧路)
6月28日(水)	釧路市暴力追放運動推進協議会定期総会 (ANA クラウン プラザ ホテル 釧路)
7月 4日(火)	第1回総務財務委員会
7月20日(木)	第3回運営委員会
7月24日(月)	企画広報近代化委員会 広報誌発行事業担当者会議

(総務財務委員会)

◆ 宅地建物取引士 法定講習日程予定 ◆

開催日	講習会場	受付期間
9月20日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	9月4日(月)~9月8日(金)
10月25日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	9月25日(月)~9月29日(金)
11月 1日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	
11月 8日(水)	苫小牧市 グランドホテルニュー王子	

開催日	講習会場	受付期間
11月15日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	9月25日(月)～9月29日(金)
12月6日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	11月20日(月)～11月24日(金)
12月13日(水)	函館市 フォーポイントバイシェラトン函館	
1月31日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	1月9日(月)～1月12日(金)
2月28日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	2月5日(月)～2月9日(金)
3月7日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	
3月14日(水)	札幌市 アスティ45 (4階) アスティホール	

(注意)

- ・有効期限の6ヶ月前から受講出来ます。
- ・宅建協会からの更新案内は、概ね有効期限の約3ヶ月前に道本部より郵送されます。
(北海道知事の指定する「宅地建物取引士法定講習」の指定機関は2団体あります。)
- ・振興局へ住所変更をされていない場合や、有効期限が切れている場合、更新案内は届きません。資格登録をしている場合、氏名・住所・本籍・勤務先について変更が生じた場合、登録している振興局に変更登録申請書を遅滞なく提出しなければなりません。

(苦情研修委員会)

～ 事務局からのお知らせ ～

釧路市の町内会加入への呼びかけをお願いします

入退去やマイホーム取得の多い季節となりました。会員の皆様には業務多忙のところ誠に恐縮ですが、釧路市の町内会加入への呼びかけにご協力をお願いします。町内会への加入促進用のポスター及びチラシを配布していただける方は、送付致しますので、事務局までお知らせください。

ブルーマップをお譲りします

支部事務局で使用しておりましたブルーマップ（住居表示地番対照住宅地図）の釧路地区（2010年1月発行）を、希望される支部会員へお譲りします。

希望される方は、別紙申込書へ記載のうえ、お申し出ください。

